

指定特定相談支援事業・指定障害児相

談支援事業 重要事項説明書

1. 事業の運営主体

法人名・事業所名	(株)ウメザワ 東京ケア
所在地	〒133-0043 東京都江戸川区松本 1-33-20
電話番号	03-3655-3499
代表者氏名	梅澤 宗一郎
設立年月日	H.15 年 12 月 1 日

2. 事業の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業／平成 27 年 4 月 1 日 (1332302775 ) 指定障害児相談支援事業／平成 27 年 4 月 1 日 (1372300499)
事業所の名称	(株)ウメザワ 東京ケア
事業所の所在地	〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨 3-18-8
連絡先	電話番号：03-5666-5678 F A X：03-5666-5678
管理者	滝口恭子
事業の目的及び運営方針	<p>1. 指定特定相談支援事業において提供する計画相談支援（以下、「指定計画相談支援」といいます。）及び指定障害児相談支援事業において提供する指定障害児相談支援（以下、「指定障害児相談支援」といいます。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者等の選択に基づき、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業所から総合的に提供されるよう配慮して行うものとします。</p> <p>2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者の不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。</p> <p>3. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者だけでなく地域環境にも働きかけ、必要な社会資源の改善、開発に努め、障害の有無にかかわらず誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指すものとします。</p>

主な 事業実施地域	江戸川区
--------------	------

### 3. 職員体制

職 種	常勤	非常勤	指定基準
管理者	1 名	名	1名
相談支援専門員	1 名	2名	3名

### 4. 営業日と営業時間

- 1) 営業日： 月 曜日～ 金 曜日
- 2) 営業時間： 9時～18時

### 5. サービス提供の内容

- 1) 指定計画相談支援におけるサービス等利用計画及び指定障害児相談支援における障害児支援利用計画の作成

＜サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成の流れ＞

- ① 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問するなどし利用者及びその家族等に面接して、その置かれている状況・環境、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- ② 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される保健・医療・福祉・就労支援・教育等サービス（以下、「福祉サービス等」）の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。
- ③ 支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画案の内容に対して意見を求めます。
- ④ 担当者から意見を求めたサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

- 2) モニタリングの実施

利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨

を行います。

## 6. 利用料金

### 1) サービス利用料金

厚生労働大臣が定める基準額を支給決定区市町村より代理受領します。利用者及びその家族の自己負担はありません。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。

### 2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

## 7. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や区市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報取り扱い同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 8. 当社の取り組みについて

### (1) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は感染要望及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するものとともにその結果について従事者に周知徹底を図っていきます。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

### (2) 虐待の防止について

事業者は利用者等人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 従事者にたいする虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 滝口恭子
-------------	----------

当該事業所従事者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐

待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを江戸川区に通報します。

#### 虐待通報窓口

児童虐待に関する相談・通告	: 03-5678-1810 (代表)
江戸川区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル	: 03-5662-1014

#### (4) 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### (5) 身体拘束について

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

### 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関等への連絡等を行います。

かかりつけの 医療機関	医療機関： 主治医： (診療科： ) 住 所： 電話番号：
緊急連絡先	氏 名： (続柄： ) 住 所： 電話番号：

#### 10. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	<苦情受付担当者> 担当者名：梅澤宗一郎 電話番号：03-5666-5678 F A X：03-5666-5677	
	<苦情解決責任者> 責任者名：梅澤宗一郎	
江戸川区社会福祉協議会苦情解決委員会事務局	委員名：江戸川区社会福祉協議会 苦情解決委員会事務局 電話番号：03-3653-6275・03-5662-7214	
	委員名： 電話番号：	
基幹相談支援センター	受付時間	月～金曜日（8：30～17：00）
	電話番号	03-5662-0089
福祉サービス運営適正化委員会	受付時間	月～金曜日 9：00～17：00
	電話番号	03-5283-7020（専用電話）
	ファックス	03-5283-6997
	※来所（予約制）、手紙、メール可（ <a href="mailto:kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp">kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp</a> ）	
	所在地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京 YWCA 会館3階（委員会事務局）

#### 11. 損害賠償

事業者または専門職員等の責任により利用中に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

利用者の心身の状況や病歴など重要事項について故意に告知しない、あるいは不実(嘘)の告知を行う等により生じた損害、サービスの実施とは直接関係のない体調の急変、専門職員等の指示に違反した行為、助言を無視した行為によって生じた損害について、事業者はその損害賠償責任を負いません。

令和 年 月 日

私は、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

氏名： \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

氏名： \_\_\_\_\_

住所：

電話番号：

代理人

氏名： \_\_\_\_\_

住所：

電話番号：